

研究ノート

行政文書における入学前教育の変遷と考察

岡田 航平

（京都大学大学院教育学研究科）

本稿の目的は、行政文書の吟味と整理を通して、入学前教育に対する言及の変遷を明らかにすること、それらを踏まえて入学前教育に対する考察を行うことである。具体的には、『大学入学者選抜実施要項』及びその他行政文書における入学前教育への言及を整理した。その結果、入学前教育の目的や対象者は時期によって異なっていること、特に、2010年代においては文部科学省による実施の要請が強まっていることが示された。また、入学前教育は、1990年代半ばから、入学者の履修歴等を背景とした補習教育と、AO入試を経た合格者に対する学習動機の維持を促す教育を中心に生じたことが明らかとなった。これらを踏まえて、入学前教育は初年次教育・リメディアル教育とは異なる独立した教育概念であること、今後、各大学は自大学の実情を把握した上で、目的・対象者・内容等を設定し、入学前教育を展開することが求められることを指摘した。

キーワード：入学前教育、大学入学者選抜、初年次教育、リメディアル教育、高大接続

1. はじめに

日本では1990年代以降、18歳人口の減少に伴い大学進学率が急激に増加した。また、政策的にも規制緩和が推奨され、高等教育の多様化と大学入試の多様化・軽量化が進行した（中村，2010）。しかし、進学者の増加につれ、学生の学力は低下傾向となった。加えて、幅広い学力層への対応を迫られ、入学試験の妥当性は低下し、そのことが受験生の学習意欲の低下をもたらした。大学にはこれらの問題への対応が求められ、その結果、1990年代以降の20年足らずで、入学前教育や入学後の補習教育、初年次教育など、新しく導入される教育業務が増加した（荒井，2011）。

実際に、初年次教育、及びリメディアル教育とも称される補習教育は多くの先行研究がなされている。一方、入学前教育に関する先行研究は2000年ごろから行われているものの数は少ない¹。また、初年次教育とリメディアル教育は独立した学会が存在しているが、入学前教育は独立した学会が存在しておらず、入学前教育は研究対象として重視されてこなかったと考えられる。

しかし、入学前教育の実践は多く見られる。山本（2001）によると、1999年の時点で、推薦入試を経た合格者に対しては106大学が、AO入試を経た合格者に対しては8大学が入学前教育を実施していた。また、樋口（2014）は、7割から8割の大学は入学前教育を実施していると指摘している。入学前教育の主な目的について、ベネッセ教育総合研究所（2014）は、入学までの学

習習慣の維持、高校までの基礎学力の補強・向上、大学での学びへの動機づけを挙げている。また、穂屋下ほか（2012）は、学力維持・向上、大学での専門教育の導入準備、基礎学力の確認・補強を挙げている。入学前教育の主な内容は指定図書や課題提示によるレポートや小論文であり、次に英語・数学・国語などの補習課題である（井下，2013）。また、入学前教育の実施形態は通信教育による自宅学習型、スクーリング型、それらの併用型がある（小西ほか，2021）。このように、入学前教育は多様な目的に基づき、様々な形で広く実施されている。

では、入学前教育は教育活動としてどのように定義されているのだろうか。日本私立学校振興・共済事業団（2014）は「主にAO入試や各種の推薦入試など、早い時期に合格発表が行われる入試により大学入学が決まった人に対し、大学入学後の学習のための準備として入学前にあらかじめ行われる教育のこと」と定義している。しかし、先行研究の多く（東光，2007；田上，2019）は、入学前教育の定義を示さず、「平成23年度実施要項から「各大学は入学手続をとった者に対しては、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。」旨盛り込んでいる。」（文部科学省，2018）という行政文書の言及に基づき、各大学が入学前に教育を行っていると表現している。

このように、入学前教育は各大学によって様々な実践がなされている一方、入学前教育を対象とした研究は充実し

ていない。入学前教育に求められるニーズを明らかにするには行政文書を参照することが求められるが、管見の限り、入学前教育に対する文部科学省の言及、及び議論を総じて扱った先行研究は見当たらない。

そこで本稿では、文部科学省関連の行政文書を吟味・整理し、入学前教育に対する言及の変遷を明らかにする。それらを踏まえて、現在行われている入学前教育の実践、及び研究に対する考察を行うことを目的とする。

本研究では、はじめに、入学前教育に対して直接的に言及しているとされる『大学入学者選抜実施要項』（以下、『実施要項』）の言及を整理する（第2章）。次に、その他文部科学省関連の行政文書における入学前教育に対する言及、及び関連する言及を整理する（第3章）。最後に、現在行われている入学前教育に対する考察を行うとともに、今後の課題を述べる（第4章）。

2. 『大学入学者選抜実施要項』における言及

『大学入学者選抜実施要項』は、各大学における入学者選抜の適切な実施、及び選抜方法等のより一層の工夫・改善を促すことを目的に、文部科学省より各大学に通知される文書であり、この文書は毎年度新たに通知される。

「入学前教育」という表現がなされている行政文書は、『平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）』（文部科学省、2018）が唯一である。当文書では、入学前教育に関する表現は『平成23年度実施要項』から盛り込まれているとの指摘がされている。

2.1. 『平成23年度大学入学者選抜実施要項』の言及

『平成23年度大学入学者選抜実施要項』（文部科学省、2010）では、「第13 その他注意事項」において「各大学は、入学手続をとった者に対しては、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずることが望ましい。」と言及されている。当要項では、入学前教育の対象者、及び実施すべき内容は明示されていない。この言及は『令和2年度実施要項』まで継続されていた。

2.2. 『令和3年度大学入学者選抜実施要項』の言及

文部科学省（2018）『平成33年度実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）』は、大学が入学前教育を実施する割合はAO入試で69%、推薦入試で86%であるとして、入学前教育が実施されている現状を評価している。しかし、「早期の合格後の学習意欲の維持は、

高等学校・大学双方において大きな課題となっており、高等学校における適切な指導と併せ、入学前教育の実質化を図る必要がある。」と、入学前教育の課題として学習意欲の維持を指摘している。

この指摘を受け、『令和3年度大学入学者選抜実施要項』（文部科学省、2020a）では、「第13 その他注意事項」において「各大学は、入学手続をとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学まで取り組むべき課題を課すなど、入学後の学修のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に12月以前に入学手続をとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずることとする。」「また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけでなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取り組みを行うことが望ましい。」と言及される次第となった。

『平成23年度実施要項』から『令和3年度実施要項』への変更は主に3点である。1点目は、入学前教育の主たる対象者が「12月以前に入学手続をとった者」と明示されたことである。『令和3年度選抜要項』において、総合型選抜では11月1日以降に、学校推薦型選抜では12月1日以降に、選抜の判定結果を発表すると定められていることから、12月以前に入学手続をとった者は、総合型選抜（旧AO入試）及び学校推薦型選抜（旧推薦入試）を経た合格者だと想定される。2点目は、学校推薦型選抜を経た合格者に対しては、高等学校が指導を行うこと、その例として、大学入学までの学習計画を立てることが明示されたことである。従来の言及では、入学前教育の主体は大学であるとみなされていたことを考慮すると、大きな変更点といえる。3点目は「講ずることが望ましい」から「講ずるよう努める」、「学習」から「学修」と、冒頭の一文の表現が変更されたことである。「講ずるよう努める」という表現からは、文部科学省が大学に対して入学前教育のさらなる実施を強く要請していることが示唆される。また、「学修」を用いることで大学での学びを前提とした入学前教育の実施を求めていることも示唆される。

2.3. 『平成16年度大学入学者選抜実施要項』の言及

文部科学省（2018）は、『平成23年度実施要項』から入学前教育に関する表記を盛り込んでいるとしている。一方、本多ほか（2012）は、『平成16年度実施要項』より現在と同様の表現で入学前教育が言及されていると指摘している。

『平成16年度実施要項』には現在アクセスできないため、

同じ表現がなされている『平成 22 年度大学入学者選抜実施要項』（文部科学省, 2009）を参照すると、「第 2 入試方法」の AO 入試の留意点として、「入学手続をとった者に対しては、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ用意しておくことが望ましい。」と言及されている。

『平成 23 年度実施要項』と比較した場合、相違点は 2 点挙げられる。1 点目は、『平成 22 年度実施要項』では「AO 入試」の文脈で、『平成 23 年度実施要項』では「その他」の文脈で入学前教育が言及されていたことである。2 点目は、入学後の学習のための準備を『平成 22 年度実施要項』では「用意しておくことが望ましい」、『平成 23 年度実施要項』では「講ずることが望ましい」と言及されていたことである。このように、文部科学省（2018）では言及されていないが、入学前教育に対する言及は、『平成 16 年度実施要項』からなされていたといえる。

2.4. 『大学入学者選抜実施要項』における変遷

ここまで、『実施要項』における入学前教育への言及を整理してきた。これらの変遷を整理すれば表 1 の通りになる。入学前教育は、主に従来の AO 入試・推薦入試を経て合格した合格者を対象に行われる教育と認識されているが、『実施要項』においては、当初は AO 入試を経た合格者のみが対象に想定され、その後しばらくは対象者が明示されてこなかったことが明らかとなった。しかし、『令和 3 年度実施要項』より、総合型選抜、及び学校推薦型選抜を経た合格者が主な対象として想定されている。また、入学前教育に対する文部科学省の要請は総じて強くなっていることが表現から示唆された。

3. その他行政文書における言及

『実施要項』では、入学前教育に対する言及が時期によって異なっていることが示された。これらの変化の背景に

はどのような言及、及び議論があったのだろうか。本章では、『実施要項』以外の行政文書における入学前教育に対する言及、及び関連する言及を整理する。具体的には、『平成 16 年度実施要項』通知以前（～2003 年）、『平成 16 年度実施要項』通知以後から『平成 23 年度実施要項』通知前年まで（2004 年～2009 年）、そして『平成 23 年度実施要項』通知以後現在に至るまでの 3 つの時期に分けて行政文書の言及を見ていく。

3.1. 2003 年以前における言及

2003 年以前に入学前教育について言及した行政文書は 2 つである。1 つ目は中央教育審議会（1999）『初等中等教育と高等教育との接続について（答申）』である。当文書は、「入学者の履修歴等の多様化に対応して大学教育への円滑な導入を図る工夫」において「各大学が学生の入学を認めた場合には、その教育に責任を持つことは当然であり、学生の履修歴等に応じ、大学教育の基礎として足りない部分はこれを補うことも必要に応じて検討すべきである。その際には、高等学校側の協力も得て補習授業を実施することも考えられる。」と言及している。

2 つ目は大学審議会（2000）『大学入試の改善について（答申）』である。当文書では、「各大学における入学者選抜の改善」において「推薦入学やアドミッション・オフィス入試等により比較的早期に大学が合格者の決定を行う場合には、高等学校側との連絡・協力を密にしながら、入学前までに学習しておくべき具体的な内容を示したり、具体的な課題を課したりするなど、合格者に対して入学前から学習指導等を行うことも望まれる。」、また、「アドミッション・オフィス入試の適正かつ円滑な推進」において「入学決定後も必要に応じて、入学前に行っておくべき学習課題等についてのアドバイスを伴った具体的な課題を課したりするなど、合格者に対する丁寧なケアを行うことが求められる。また、このような大学入学前の学習準備等の取り組みを行う場合には、高等学校と密接に連携協力しながら、高等

表 1 『大学入学者選抜実施要項』における入学前教育への言及の変遷

大学入学者選抜実施要項	平成 16 年度～平成 22 年度	平成 23 年度～令和 2 年度	令和 3 年度～
言及された文脈	第 3 入試方法 AO 入試の留意点	第 13 その他注意事項	第 13 その他注意事項
想定される対象者	AO 入試を経た合格者	明示されず	（特に）総合型選抜、学校推薦型選抜を経た合格者
入学手続をとった者に対しては…	入学後の学習のための準備をあらかじめ <u>用意しておくことが望ましい</u> 。	入学後の学習のための準備をあらかじめ <u>講ずることが望ましい</u> 。	入学後の学修のための準備をあらかじめ <u>講ずるよう努める</u> 。
その他の要点			学校推薦型を経た合格者には、高等学校側が主体となるように指摘

学校での学習と関連付けつつ行うことも求められる。」「合格決定後も大学において、高等学校の理解と協力を得ながら、高等学校での学習と関連付けつつ入学準備学習を行わせる等により、学習に対する動機を維持し、この時間を有意義なものとするよう支援していくことも必要である。」と言及されている。

これらの行政文書を通して、2点の特徴が見て取れる。1点目は、補習教育が実施された背景として、学生の履修歴等の問題が指摘されていたことである。入学者の履修歴等の問題は1990年代半ばから顕在化した。大学審議会(1998)『大学教育部会(第94回)議事要旨』では、高等学校教育の多様化により、理系科目において、物理と化学を履修したが化学は受験しないという「不受験科目」と、物理と生物を履修したため化学を履修していない「未履修科目」の2つの問題が生じていることが問題視されており、「この2つの問題が、大学での補習教育との問題ともリンクしている。」と指摘されている。

2点目は、学習動機に関する言及はAO入試を経た合格者を対象に言及されていたことである。AO入試は「入学志願者の適性や学修に対する意欲、目的意識等を総合的に判断する入試方法」(文部科学省, 2020b)であり、入学志願者が自らの意思で出願すること、及び知識・技能に重点を置いた選抜基準としないことが特徴である。また、中央教育審議会(1997)『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第二次答申)』では、大学入学者選抜における1点刻みの学力試験重視が批判され、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を各大学が推進することが推奨されている。その中でも、AO入試の推進は、「丁寧な選抜を入学者選抜全体について推進することにつながる」(大学審議会, 2000)と考えられており、大学審議会(1999)では、大学入学希望者の「動機」や「意欲」を丁寧に評価できている事例として、AO入試が例示されていた。さらには、AO入試の利点として「早期に進学が決まることにより落ち着いて学習や社会的経験を積むことが可能になる」(大学審議会, 2000)といった点が挙げられている。そのため、2003年以前は、早期合格の利点に着目した上でAO入試を推進するといった文脈で、AO入試を経た合格者に対する学習動機に着目した入学前教育が言及されていたと想定される。

これらを踏まえると、『平成16年度実施要項』以前は入学者の履修歴等を背景とした補習教育と、AO入試を経た合格者に対する学習動機の維持を促す教育の2つの目的に応じた入学前教育が想定されていたといえる。

3.2. 2004年から2009年における言及

2004年から2009年において、入学前教育について直接的に言及した行政文書は見られない一方、複数の行政文書、及び議事録では、現在の入学前教育につながる言及がなされている。2000年代以降、我が国の大学教育はユニバーサル化を目前に控え、様々な対応が求められた。その中で、文部科学省では高等教育機関の個性化・多様化に関する議論が盛んとなった。この期間における行政文書では、大きく2つの言及がなされたことが伺える。

1つ目は、学生の学習意欲・目的意識に関する言及である。中央教育審議会(2004)『大学分科会制度部会に関する論点例』では、大学への進学率の上昇や高等学校教育の多様化に伴い、入学者の適性や志向が多様化していることが指摘されている。しかし、この時期に学習意欲・目的意識の議論が盛んとなった背景には、産業界からの影響があったと想定される。中央教育審議会(2006a)『大学教育部会での検討課題に関する主な意見等』では、「意欲ある学生を社会に送り出すための各種の支援方策」において、最近の学生は必ずしも明確な目的意識を持って大学に入学しておらず、そのことが、今日のニート・フリーター問題に大きく影響していると厳しい指摘がなされている。その上で、何のために学ぶのかという意味づけが必要であるとし、各学部においても入学時から基礎的専門科目を学ばせることで、学問内容の意識づけを行うことが推奨されている。文部科学省(2000)『大学における学生生活の充実方策について(報告)―学生の立場に立った大学づくりを目指して―』において、将来の職業や具体的な学修内容について、明確な自覚を持っている学生は以前と比べて減少しており、「自分さがし」をするために大学に入学してくる学生が増加していると言及されているように、学生の学習意欲の低下や目的意識の欠如は、2000年以前より問題視されてきた。その後、2000年代半ば頃から、産業界からの影響を受け、学生の学習意欲の低下は大学教育を取り巻く問題として強く認識されるようになったと考えられる。

2つ目は、学生の学力低下に対する言及である。大学進学率の上昇に伴い、学生の学力低下は問題視されてきた。中央教育審議会(2006b)『大学教育部会(第1回)議事録』では、ユニバーサル段階において、学力にばらつきが出ることは当然であるとし、その上で、リメディアル教育で何とか対応するのではなく、大学の機能別分化のあり方を考えるべきとの意見が挙げられている。一方、大学教育部会配布資料である『大学入試センター試験の改善に関する懇談会―意見のまとめ―』(独立行政法人大学入試センター, 2006)では、推薦で入学してくる学生は出身高等学校長が学力を保証することになっている一方、

AO入試で入学してくる学生は学力の保証や確認がなされておらず、基礎学力がわからないとの懸念が示されている。

これらを踏まえると、入学前教育に対して直接的に言及している行政文書が見られない2004年から2009年においては、特に産業界の影響を受けて、学生の学習意欲・目的意識が課題として想定されてきたこと、大学進学率の増加に伴い、総じて学生の学力低下が問題視されてきたこと、特に大学入試の多様化を背景に積極的に推進されてきたAO入試では、学力保証の確実性が問題視されてきたことが示唆された。ユニバーサル化をめぐる議論において、学生の学力低下、及び学習意欲の低下が懸念され、それらを踏まえて『平成23年度実施要項』より、AO入試に限らず、総じて入学前教育の必要性が言及されるようになったのである。

3.3. 2010年以降における言及

前節の通り、2004年から2009年の期間は、入学前教育について直接的に言及した行政文書は示されなかったが、その後の入学前教育に関する伏線的な議論がなされていたことが明らかになった。そして、2010年、『平成23年度実施要項』において入学前教育が言及されることとなった。その後、前述の『平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）』及び『令和3年度実施要項』に加えて、3つの行政文書において入学前教育の言及がなされてきた。

1つ目は、教育再生実行会議（2013）『高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）』である。当文書では、「高等学校教育と大学教育の連携強化」において「高等学校段階の内容の補習を大学において行う必要性が減少するよう、各大学が入学者に求める学力について高等学校へ情報提供を行うことや、高等学校と大学の協力により大学入学前の準備教育を実施することなど、高大連携を充実させる。」との指摘がなされている。入学後の補習教育を避けるために、入学前において補習教育を行うべきとの主張である。

2つ目は、中央教育審議会（2014）『中央教育審議会高大接続部会審議経過報告』である。当文書では、「大学入学前の準備教育等」において「大学進学者の多様化が進む中で、高等学校と大学が連携し、大学入学前の高校生の大学進学への目的を高めるための取組や、早い時期に合格が決まった者に対して、大学入学後の学生への円滑な移行のために入学前に取り組むべき課題を提示したり、準備教育を行うなどの取り組みも重要となる。」と言及されている。さらに、各大学は入学後の学生の状況等に応じて必要な場合には、教育課程外の活動として高等学

校段階までの学習内容の確認や復習を含む学修機会の提供などの取組を行うことも考えられると言及されている。このように、当文書では大学進学を目的を高めることや円滑な移行を促すことといった、補習教育ではない入学前教育が推奨されている。

3つ目は、高大接続システム改革会議（2016）『高大接続システム改革会議「最終報告」』である。当文書では、「入学者選抜で学力の評価が十分に行われていない大学における入学者選抜の改善等」において「各大学において、入学予定者に対し、高等学校とも連携しながら、入学までの間に学んでおくべき内容や読むべき書物などの取り組むべき課題を提示し、継続的に学修を支援することなどにより、入学後の大学教育に円滑につなげていく。」と言及されている。当文書では、入学者選抜で学力の評価が十分に行われていない大学においては、入学前に補習教育を行う必要性があることが示されている。

これらを踏まえると、『平成23年度実施要項』以降の行政文書では、目的意識の喚起や大学への円滑な移行の観点で行われる入学前教育が想定されていた一方、おそらく入学者選抜で学力評価が不十分である大学を中心に、大学入学後の補習教育の必要性の減少を意図して補習を目的とした入学前教育も想定されていたことが示された。

これらの行政文書での言及、及び議論を経て、文部科学省は『令和3年度実施要項』で、入学前教育の主な対象者として、総合型選抜、及び学校推薦型選抜を経た合格者を明示した。また『平成33年度大学入学者実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）』では、入学前教育の課題として、学習意欲の維持を指摘することになったのである。

4. 入学前教育に対する考察

ここまで、『大学入学者選抜実施要項』及び複数の行政文書の吟味・整理を行い、入学前教育の対象と目的は、その当時の高等教育に関する課題設定の影響を受け、変遷してきたことを示した。入学前教育について直接的に言及した文書の一覧は表2の通りである。本章ではそれらを踏まえ、現在行われている入学前教育の実践、及び研究に対して考察を行った上で、今後の課題を示す。

4.1. 類似概念との関係性

入学前教育は初年次教育、補習教育と共に、1990年代以降に生じた大学教育の新たな教育活動である。その中で、入学前教育は初年次教育の研究テーマの1つとして捉えられてきた（山田, 2013）。しかし、入学前教育の対象者は大学入学者選抜に合格したとはいえ高校生であ

表2 入学前教育について言及した行政文書一覧

年月	文責	文書名
1999. 12	中央教育審議会	初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）
2000. 11	大学審議会	大学入試の改善について（答申）
2003	文部科学省	平成 16 年度大学入学者選抜実施要項
2010. 5	文部科学省	平成 23 年度大学入学者選抜実施要項
2013. 10	教育再生実行会議	高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）
2014. 3	中央教育審議会	中央教育審議会高大接続部会審議経過報告
2016. 3	高大接続システム改革会議	高大接続システム改革会議「最終報告」
2018. 10	文部科学省	平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）
2020. 6	文部科学省	令和 3 年度大学入学者選抜実施要項

り、入学前教育の時期は学士課程には位置付けられない。さらに、初年次教育は 1999 年を境に急増してきたこと（杉谷, 2006）を踏まえると、初年次教育が先に拡大し、その後追いとして入学前教育が生じたとは考え難い。

また、定義の比較を通して入学前教育と類似概念との問題が示唆される。初年次教育は「高等学校や他大学からの円滑な移行を図り、学習及び人格的な成長に向け、大学での学問的・社会的な諸経験を成功させるべく、主に新生を対象に総合的につくられた教育プログラム」あるいは「初年次学生が大学生になることを支援するプログラム」（中央教育審議会, 2008）と定義される。リメディアル教育は「学習・学修支援」あるいは「大学院生を含む高等教育機関に学ぶ全ての学生と入学を予定している高校生や学習者に対して、必要に応じてカリッジワークに係る支援を高等教育機関側が組織的・個別に提供する営み、またその科目・プログラム・サービスの総称」（日本リメディアル教育学会, 2019）と定義される。これらの教育活動について、濱名（2007）は、初年次教育・リメディアル教育などの関係を概念図（図 1）として示した上で、初年次教育とリメディアル教育は一線を画するべきであると主張している。

しかし、1990 年代半ばから 2000 年頃に行われた初期の入学前教育は、入学者の履修歴等を背景とした補習教育と AO 入試を経た合格者に対する学習動機の維持を促す教育であり、初年次教育とリメディアル教育の両側面を有した教育プログラムであった。また、現在行われている入学前教育も両側面が含まれている場合が多い。

このように、入学前教育は学士課程外に位置づけられており、初年次教育、及びリメディアル教育の側面を有していることを踏まえると、初年次教育や補習教育とは別のものとして、入学前教育は概念化されるべきではないだろうか。『学士課程の構築に向けて（答申）』（中央教育審議会, 2008）では、大学が自らの判断で受け入れた学生に対し

て責任を有することは当然であるとし、補習・補完教育や初年次教育等の配慮を適切に行う重要性が指摘されている。今後は初年次教育、補習教育と並び、独立した教育概念として入学前教育も重視されることが望まれる。

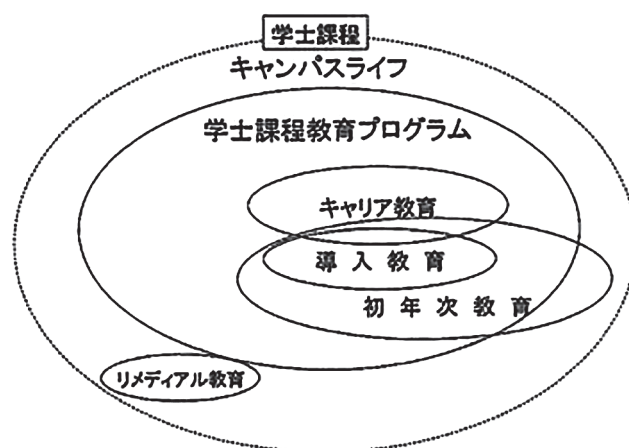


図1 初年次教育・導入教育・キャリア教育・リメディアル教育との関係（概念図）

（出典）濱名（2007, p. 37）より引用

4.2. 入学前教育の対象者に対する考察

『大学入学者選抜実施要項』では、平成 16 年度から 22 年度までは AO 入試を経た合格者、令和 3 年度からは主に総合型選抜、及び学校推薦型選抜を経た合格者が入学前教育の対象として想定されており、平成 23 年度から令和 2 年度までは対象者について言及がなされなかった。しかし、実際の入学前教育は、推薦入試・AO 入試を経た合格者を対象に実施されてきた（井下, 2013）。推薦入試・AO 入試を経た合格者の学力は不十分であることが度々指摘されるが、西丸（2010）は AO 入試・推薦入試を経た学生は、一般入試を経た学生よりも高い学業成績を取る割合が多い可能性を示唆している。このように、推

薦入試・AO入試を経た学生が総じて学力が低い、もしくは学習意欲が低いとは言いきれない。

『令和3年度実施要項』において、総合型選抜、及び学校推薦型選抜を経た合格者が入学前教育の主な対象者として明示された一方で、近年、一部の大学では、大学入試の形態を問わず、すべての入学者を対象に入学前教育が行われている事例も見られる。今後は各大学が大学の実情を丁寧に検討・把握した上で、入学前教育の対象者を選定することが求められるだろう。

4.3. 今後の課題

入学前教育は、大学に合格した高校生を対象に、各大学が各自の目的に応じて、いわば自由に展開されてきた教育活動である。しかし、7割から8割の大学が実施している一方で、約半数近くの大学は入学前教育の学習成果を確認していなかったとの指摘がある（穂屋下ほか、2012；小西ほか、2021）。行政文書が示すように、今後は入学前教育が拡大していくことが想定される中、各大学は大学の実情に基づき、対象者だけでなく目的や内容等を適切に選定し、その上で適宜、効果検証を行いながら入学前教育を展開することが求められる。

『令和3年度大学入学選抜実施要項』の通知以降、入学前教育の実践、及び研究が盛んとなっている傾向が見られる。その中で、特に高大接続の観点から入学前教育を捉え直すことが求められる。実際に、入学前教育について直接的に言及しているすべての文書において、高等学校との協力・連携に関する表現がなされている。さらに、学校推薦型選抜を経た合格者には高等学校が主体となって入学前教育を行うことが求められることとなった（文部科学省、2018）。しかし、現在のところ、高等学校との協力・連携に基づいた入学前教育の実践は普及していない。そのため、高大接続における入学前教育の役割を検討すること、その上で大学と高等学校が協力・連携した入学前教育が展開されることが望まれる。

加えて、諸外国の入学前教育について研究を行うことも必要とされる。入学前教育の英語訳としては“Pre-entrance Education”や“Pre-admission Education”が先行研究では用いられるが、この表現は日本固有のものである。一方、米国の“Bridge-Program”など、諸外国においても入学前に大学側が提供する教育プログラムは存在している。日本の入学前教育と諸外国で入学前に展開される教育に関して、取り巻く環境や制度、教育活動の目的や内容等の比較を行い、日本固有の教育活動である「入学前教育」が目指すべき方向性を検討することが求められる。

各大学に大きな裁量が与えられている入学前教育の実

践研究を進める上では、多様な入学前教育を類型化することが不可欠である。具体的には、各大学が実施してきた入学前教育の変遷を把握し、比較することを次なる課題としたい。今後は、それら入学前教育の類型化を踏まえて、各大学が現在行われている入学前教育を丁寧に振り返ること、そして、自大学の実情を踏まえた上で、各大学が積極的に独自の入学前教育に取り組むことが望まれる。

注

¹ 国立情報学研究所のCiNiiにおいて、論文検索でタイトルに“初年次教育”、“リメディアル教育”、“入学前教育”を含む論文を検索したところ、それぞれ690件、368件、118件の論文が示された。また、タイトルに“入学前教育”を含む最も古い論文は、2001年のものであった（2021年10月22日現在）。

謝辞

本稿の執筆にあたり、京都大学高等教育研究開発推進センターの佐藤万知准教授から貴重なご意見をいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。

引用文献

- 荒井克弘（2011）.「高大接続の日本的構造」『高等教育研究』14, 7-21.
- ベネッセ教育総合研究所（2014）.『高大接続に関する調査』（https://berd.benesse.jp/up_images/research/2014_koudai_all.pdf）（2021年8月31日）
- 中央教育審議会（1997）.『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）』（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/970606.htm）（2021年8月31日）
- 中央教育審議会（1999）.『初等中等教育と高等教育との接続について（答申）』（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/991201.htm）（2021年8月31日）
- 中央教育審議会（2004）.『大学分科会制度部会に関する論点例』（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/attach/1414176.htm）（2021年8月31日）
- 中央教育審議会（2006a）.『大学教育部会での検討課題に関する主な意見等』（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/06052923/003.htm）（2021年8月31日）
- 中央教育審議会（2006b）.『大学教育部会（第1回）議事録』（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/

- chukyo4/015/gijiroku/06042718.htm) (2021 年 8 月 31 日)
- 中央教育審議会 (2008).『学士課程教育の構築に向けて (答申)』(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2008/12/26/1217067_001.pdf) (2021 年 8 月 31 日)
- 中央教育審議会 (2014).『中央教育審議会高大接続特別部会審議経過報告』(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/04/01/1346157_1.pdf) (2021 年 8 月 31 日)
- 大学審議会 (1998).『大学教育部会 (第 94 回) 議事要旨』(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9380544/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/bunkabukai/gijiroku/1315631.htm) (2021 年 8 月 31 日)
- 大学審議会 (1999).『大学審議会 (第 84 回) 議事要旨』(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9380544/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/gijiroku/1315547.htm) (2021 年 10 月 15 日)
- 大学審議会 (2000).『大学入試の改善について (答申)』(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/toushin/1315961.htm) (2021 年 8 月 31 日)
- 独立行政法人大学入試センター (2006).『大学入試センター試験の改善に関する懇談会—意見のまとめ—』(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/07012325/002.htm) (2021 年 8 月 31 日)
- 濱名 篤 (2007).「日本の学士課程教育における初年次教育の位置づけと効果—初年次教育・導入教育・リメディアル教育・キャリア教育—」『大学教育学会誌』29(1), 36–41.
- 樋口 健 (2014).「今日の入学前教育 推薦・AO 入試に伴う学習面の接続対策の実態と課題」春名啓紀 (編著)『VIEW21 大学版』4, ベネッセ教育総合研究所, 19–23.
- 本多正尚・島田康行・大谷 奨 (2012).「AO 入学予定者への学力補完ではない入学前教育」『大学入試研究ジャーナル』22, 271–279.
- 穂屋下茂・小野 博・米満 潔・竹内芳衛 (2012).「全国の大学対象のアンケート実施とその結果 (2011 年度)」『リメディアル教育研究』7(1), 3–16.
- 井下千以子 (2013).「入学前教育の動向と課題—ギャップチームをどう活かすのか」初年次教育学会 (編著)『初年次教育の現状と未来』世界思想社, 113–129.
- 教育再生実行会議 (2013).『高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について (第四次提言)』(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai4_1.pdf) (2021 年 8 月 31 日)
- 小西英行・梅澤佳子・野坂美穂 (2021).「入学前教育と初年次教育の連携に関する研究: 学士課程教育、キャリア教育への連携を目指して」『経営・情報研究 多摩大学研究紀要』25, 203–206.
- 高大接続システム改革会議 (2016).『高大接続システム改革会議「最終報告」』(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1369232_01_2.pdf) (2021 年 8 月 31 日)
- 文部科学省 (2000).『大学における学校生活の充実方策について (報告) —学生の立場に立った大学づくりを目指して—』(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/012/toushin/000601.htm) (2021 年 8 月 31 日)
- 文部科学省 (2009).『平成 22 年度大学入学者選抜実施要項』(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1255146/www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/10/12/1282953_2_3.pdf) (2021 年 8 月 31 日)
- 文部科学省 (2010).『平成 23 年度大学入学者選抜実施要項』(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2454771/www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/06/03/1282953_3.pdf) (2021 年 8 月 31 日)
- 文部科学省 (2018).『平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について (通知)』(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/11/06/1397731_03.pdf) (2021 年 8 月 31 日)
- 文部科学省 (2020a).『令和 3 年度大学入学者選抜実施要項』(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/mxt_kouhou02-20200619_1.pdf) (2021 年 8 月 31 日)
- 文部科学省 (2020b).『大学入学者選抜改革の動向』(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/11/1407981_05.pdf) (2021 年 8 月 31 日)
- 中村高康 (2010).「ユニバーサル化の課題としての「高大接続」」中村高康 (編著)『大学への進学 選抜と

- 接続』玉川大学出版部, 286-293.
- 日本リメディアル教育学会 (2019). 『「リメディアル教育」の定義』 (<http://www.jade-web.org/guidance/definition.html>) (2021 年 8 月 31 日)
- 日本私立学校振興・共済事業団 (2014). 『大学ポートレート 用語辞典』 (https://www.shigaku.go.jp/p_dic_t043.htm) (2021 年 8 月 31 日)
- 西丸良一 (2010). 「入学者選抜方法による大学の学業成績—同志社大学社会学部を事例に—」『同志社大学教育開発センター年報』 1, 16-25.
- 杉谷祐美子 (2006). 「日本における初年次教育の動向—学部長調査から—」濱名 篤・川嶋太津夫 (編著) 『初年次教育—歴史・理論・実践と世界の動向—』丸善, 69-79.
- 田上正範 (2019). 「新入生の意欲を掻き立てる入学前教育プログラムの実践報告」『(追手門学院大学) 基盤教育論集』 6, 75-85.
- 東光正浩 (2007). 「福井大学 AO 入試「入学前教育」について—入学前教育のより良い方法を確立するために—」『大学入試研究ジャーナル』 17, 9-14.
- 山田礼子 (2013). 「日本における初年次教育の動向—過去、現在そして未来に向けて」初年次教育学会 (編著) 『初年次教育の現状と未来』世界思想社, 11-27.
- 山本以和子 (2001). 『入学前教育の現状』 (<https://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/kyoikukaikaku/2000/kaisetu/nyuugakumae.html>) (2021 年 10 月 19 日)

Notes

The Changes and Discussions of Pre-entrance Education in Administrative Documents

Kohei Okada

(Graduate School of Education, Kyoto University)

The purpose of this paper is to clarify the changes in the references to pre-entrance education through the examination and classification of administrative documents, and to discuss pre-entrance education based on these changes. Specifically, I classified the references to pre-entrance education in the “Guidelines for the Selection of University Students” and other administrative documents. As a result, it was shown that the purpose and the target of pre-entrance education differed from period to period. Especially in the 2010s, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) increasingly requested that universities should provide pre-entrance education. In addition, it became clear that pre-entrance education has emerged since the mid-1990s mainly as a supplementary education based on students' course history and as an education to maintain the study motivation for those who passed the AO examination. Based on these findings, I pointed out that pre-entrance education is an independent educational concept, different from first-year education and remedial education, and that in the future each university will be required to develop pre-entrance education by setting its own objectives, target groups and contents, based on an understanding of the actual situation at their own university.

Keywords: Pre-entrance education, University admissions, First-year education, Remedial education, High school and university connection